

第10回 勢田川等水面利用対策協議会

議 事 次 第

開催日時 : 平成28年2月23日(火) 14:30~16:00

開催場所 : 伊勢市役所 本館 4-4、4-5 会議室

1. 開 会

会長あいさつ

2. 議事

(1) 第9回勢田川等水面利用対策協議会の議事概要の確認

(2) 勢田川等水面利用対策協議会の規約改正

(3) 前回までの協議事項

(4) 報告事項

- 1) 係留船舶実態調査
- 2) 係留対象船舶数について
- 3) 勢田川防潮水門下流(左岸)の占用許可申請者決定
- 4) 啓発チラシの郵送・現地貼付
- 5) 船舶所有者へのアンケートの実施
- 6) 船舶所有者へのアンケートの集計結果
- 7) 広報関係

(5) 協議・検討事項

- 1) 係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて
- 2) 係留場所の確保増 占用主体の決定方法
- 3) 係留場所の確保増 係留対象船舶数の見込み
- 4) 係留対象船の減 所有者不明船の撤去

(6) その他

今後の予定

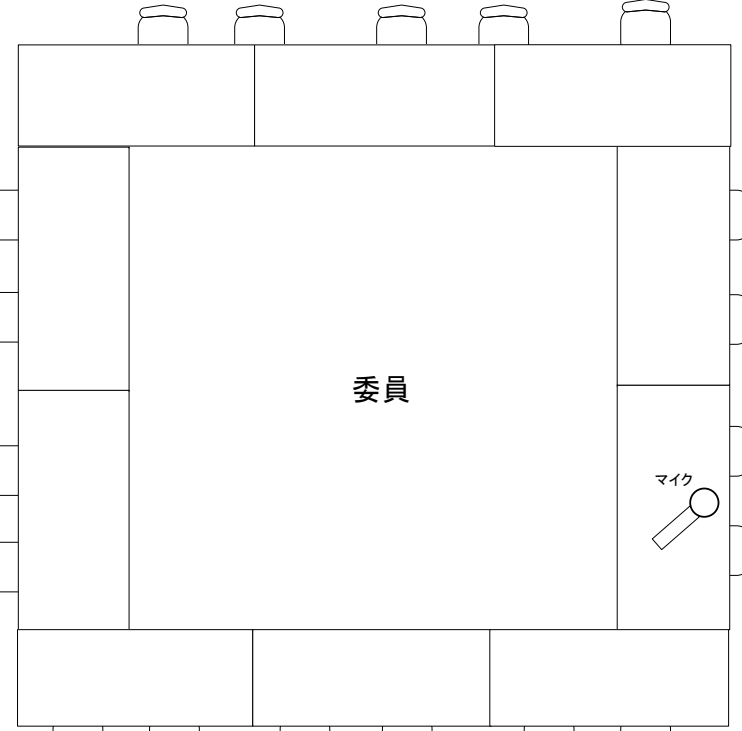
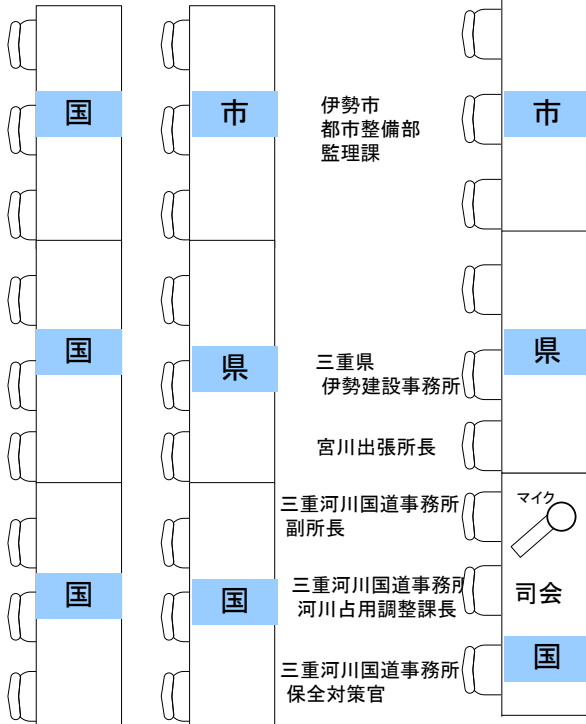
3. 閉 会

第10回 勢田川等水面利用対策協議会 配席表

開始2h前に借用

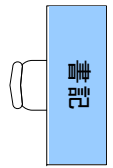
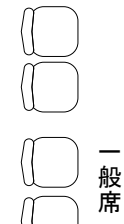
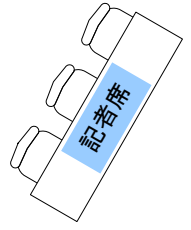
- 三重県 県土整備部
港湾・海岸課長
(代理 主幹)
- 三重県 県土整備部
流域管理課長
(代理 課長補佐)
- 中部運輸局
鳥羽海事事務所
(代理 次長)
- 鳥羽海上保安部
次長
(代理 専門官)
- 伊勢警察署
生活安全課長

事務局



- 伊勢市 都市整備部長
- 三重県 伊勢建設事務所長
- 中部地方整備局 三重河川国道事務所長
- 中部地方整備局 河川部 水政調整官 (代理 専門員)

- 宇治山田港湾整備促進協議会 会長
- NPO法人 神社みなとまち再生クルーブル理事長
- 伊勢湾漁業協同組合 組合長
- 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所 理事
- 伊勢市大湊町振興会 会長
- 伊勢市神社港自治会 会長
- 伊勢市下野町自治区 会長



第10回勢田川等水面利用対策協議会

注意

出入口



出入口 (×切)

勢田川等水面利用対策協議会 傍聴規約

(主 旨)

勢田川等水面利用対策協議会（以下「協議会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍 聴)

1. 協議会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手等は遠慮願います。
 - ②ご意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の意見用紙によりご意見等を述べるすることができます。いただいたご意見等は、後日、委員へ情報提供します。
 - ③私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ④会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ⑤携帯電話の使用は、電源を切るか、マナーモードにするなど配慮願います。
 - ⑥会議中のカメラ等による撮影は遠慮願います。
 - ⑦会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑧その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 協議会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または会長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくこととなります。
5. 上記、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

勢田川等水面利用対策協議会 意見用紙

意見等がございましたら、この用紙に記入の上、事務局（受付）にお渡し下さい。

ふりがな 名前	
年齢・性別	歳 男 ・ 女
所属（職業）	
住所	〒 -
電話番号	
E-mail (※お持ちの方はご記入願います)	
意 見	

※取得した個人情報は、事務局で適切に管理し、情報漏洩、紛失の防止に努めます。